

危険物取扱い要領の制定について

昭和36年3月30日
山口刑防第349号
山口刑捜一第691号
山口刑捜二第776号
山口警会第148号

(概 要)

警察内部における火薬類(火薬、爆薬、雷管等、砲弾類及びその他の火工品)、玩具煙火、高圧ガス、核原(燃)料物質及び放射性同位元素等(以下「危険物」という。)による事故を防止するため、不発弾等の発見届、遺失物として処理する危険物及び事件の証拠品たる危険物の取扱いについて、その保管、廃棄(処理機関への引継ぎを含む。)及び警戒措置等の要領を定めたもの。